

## 朝日地区まちづくり協議会連絡会議事務局長会議設置要領

### (設置)

第1条 朝日地区まちづくり協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）の事業等を円滑に進めるため、朝日地区まちづくり協議会連絡会議事務局長会議（以下「事務局長会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 事務局長会議は、次に掲げる事項について協議・検討するものとする。

- (1) 連絡会議で決定した連携事業の実施に関すること。
- (2) 朝日地区におけるまちづくり協議会の課題解決に関すること。
- (3) その他目的達成に関すること。

### (組織)

第3条 事務局長会議の委員は朝日地区内のまちづくり協議会の事務局長で組織する。

### (座長及び補佐役)

第4条 事務局長会議に座長1名及び補佐役1名を置く。

- 2 座長及び補佐役は、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、事務局長会議を代表し、会務を統轄する。
- 4 補佐役は、座長を補佐し、座長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会議)

第5条 事務局長会議は必要に応じて座長が招集し、議長となる。

- 2 座長は事務局長会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 事務局長会議の庶務は、朝日支所地域振興課自治振興室において処理する。

### 附 則

この要領は、平成29年2月10日から施行する